

夢を実現する第一歩のために…

# ミツヒロニュース

2012年  
新春1月号



新年おめでとうございます。  
今年の年賀状に右記の言葉を  
記しました。

この言葉は、次の時代を創っ  
ていくうえで、大切にしたい  
言葉です。

本物を提供することが、将来へ続く道と  
なります。今の利益を求めめるのではなく  
あるべき本来の姿を見つめていきましょう。  
明日を信じるのが、次の時代を創るの  
です。

光廣 昌史

## 中国・アジアで 生き残るための支援

～中国・アジア進出支援機構に加入～

昨年一年間、日本は円高で輸出が停滞してしまいました。  
そのため、海外進出をした企業や、進出を検討している企業も有り、海外進出により事業拡大を図る傾向が  
加速しています。

このような動向の中で、海外進出における皆様のニーズにお応えするため、私共は、中国・アジアで、長  
年、税務をはじめとしてビジネスのアドバイスを行ってきた会計専門家が結成した、「**マイツグループ(中国・  
アジア) 進出支援機構**」に加入しました。

中国に進出している企業の会計業務を手掛けるマイツグループは、ベトナムや韓国などに拠点を置く複数の  
の会計事務所と組み、アジア6カ国で会計監査や人事労務支援などのサービスを一括提供しています。円高  
で海外進出を検討する中堅・中小企業が急増しているのに対応し、工場の建設や事業再編などを後押しして  
います。

企業の相談窓口となる「中国・アジア進出支援機構」は、ベトナムやカンボジアに拠点を持つアイ・グロ  
ーカルグループ(東京・港)、韓国のスターシアグループ(ソウル市)など6つの日系会計事務所グループが  
参加しています。支援業務の対象地域は**中国、韓国、タイ、ベトナム、カンボジア、モンゴル**の6カ国で、  
海外進出後も会計や税務、労務などの問題に現地で日本語で対応します。

海外へ進出する日系企業は、企業設立の方法すらわからず、且つ設立後も、会計・税務、人事・労務、法  
務問題に振り回され、また現地では日本語での対応がない為苦労しています。特に近年、人事・労務に関して  
は現地で適切な対応をしないとストライキが起こるなどの問題で苦労しています。

財務会計や人事・労務に重きを置く日本企業にとって、設立直後はもとより、発展期においての各国の理解  
が極めて重要といえます。こうした日系企業に対し、習慣が異なる中国・アジアでの適切なサービスの提供  
を目指し、この現状から予測できる問題に先手を打つべく、日本企業と現地法人の両方の立場を理解し、あ  
らゆる業務のアドバイスをを行います。

(次ページへ続く)

## 今月のトピックス

- ◆中国・アジアで生き残るための支援
- ◆2012年度 税制改正大綱 発表!
- ◆確定申告にあたり
- ◆あとがき / 総合企画部一同より



謹んで新春のお慶びを申し上げます 平成24年 元旦

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : [info@office-m.co.jp](mailto:info@office-m.co.jp)

## 「中国・アジア進出支援機構」は、

- ①中国・アジアビジネスに精通した専門家として、1994年に進出してから日系2000社以上のクライアントの実績があります。
- ②幅広い専門的な知識と経験（実績）に基づいたアドバイスができます。
- ③日本語対応能力(日本人専門家の数、日本語対応スタッフの数)があり、すべて日本語で対応することができます。

以上、中国・アジアにはじめて進出する企業にとっても安心できる存在です。

### 1. 中国・アジアの拠点地域

- ・中国（上海、北京、広州、瀋陽、大連、天津、蘇州）
- ・ベトナム（ハノイ、ホーチミン）
- ・タイ（バンコック）
- ・韓国（ソウル）
- ・カンボジア（プノンペン）
- ・香港
- ・モンゴル（ウランバートル）



### 2. 支援サービス内容

会計・税務支援	現地法人の月次財務諸表チェック・会計税務顧問	財務支援	財務調査（デューデリジェンス）
	四半期連結パッケージ（親会社の四半期決算資料作成）作業補助および指導		現地法人の会計財務リスクを把握するための特別調査
	移転価格税制リスク調査及び対策に関するサービス		M & A相手先の資産評価（提携先資産評価事務所との共同作業）
内部統制支援	親会社との連結財務諸表作成	経営支援	事業立ち上げ時の支援
	親子会社の会計処理統一（IFRS）		事業立ち上げ後の運営における支援 事業撤退或いは再編の支援
法務支援	現地法人のJ-SOXおよび内部統制業務支援	健康予防管理支援	産業医派遣サービス
	棚卸作業改善支援サービス 内部統制のための業務フロー・マニュアル作成および現場支援業務		特別家庭医師健康予防管理サービス 日本人社員向け訪問診療サービス 訪問健康診断サービス
アウトソーシング	現地法人のトラブルシューティング		中国人社員に対する健康予防管理サービス
	不良債権回収支援業務		会社人事管理部門に対するサービス
	M & Aバックグラウンド（背景）調査・交渉 「進出／運営／撤退」支援業務 外商投資企業への総合法務コンサルティング		緊急医療サービス

中国・アジアでの事業展開には、現地の情報収集が重要となります。

この度の連携を通じて、皆様の更なる発展に向けてサポートをさせていただきますので、海外進出を検討される際には、是非ご相談頂ければと思います。

尚、地域によっては対応できないサービスが有りますので、詳細については弊社担当者へお問い合わせください。

# 2012年度 税制改正大綱 発表！

昨年末、12月9日に税制改正大綱が発表されました。

今回の改正は、増税慎重論が根強い与党に配慮した内容となりましたが、小粒減税の寄せ集めで産業の空洞化や景気の減速など、日本経済が直面する難題に対処する政策方針が見えない税制改正となりました。以下、その改正内容を紹介します。

## 1) 2012年度 税制改正

家計・暮らし	車体課税	エコカー減税の延長(3年)	2012年5月1日以後		
		自動車重量税の負担軽減			
	省エネ住宅のローン減税	2012年中に新築居住すれば10年間で最大400万円税額控除	2012年1月1日以後		
		2013年中に新築居住すれば10年間で最大300万円税額控除	2013年1月1日以後		
家計・暮らし	住宅取得時の贈与税の非課税枠	省エネ性耐震性の高い住宅	2012年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,500万円	2012年 1月1日以後 ～	
			2013年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,200万円		
			2014年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,000万円		
		一般住宅		2012年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者1,000万円	2014年 12月31日迄
				2013年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者700万円	
				2014年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者500万円	
家計・暮らし	給与所得控除	・年収1500万円超の人は、給与所得控除の上限が245万円 ・同上、住民税にも反映	2013年1月以後		
		特定支出控除の範囲拡大 ・仕事に必要な弁護士、公認会計士などの資格取得費 ・仕事と関連する本の購入、職場で着る衣服や必要な交際費			
資産	固定資産税	【据え置き特例】 土地の評価見直しで税負担が急に ➡ 住宅地は段階的に縮小 増えないよう、課税標準額を抑える 2014年度には撤廃	2012年4月1日以後		
		【新築住宅特例】 新築住宅にかかる税額を一定期間2分の1にする ➡ 自己居住用、賃貸用ともに2013年度末まで延長			
		【住宅用地特例】 住宅用地の課税標準額を6分の1に抑える ➡ 納税者の負担増を配慮し当面継続			
資産	国外財産調書制度	海外に預金、株式、不動産など総額5千万円超の財産を保有する人に税務署への報告を義務づけ	2014年1月1日以後		
企業	研究開発税制	試験研究費に応じた上乗せ特例を2年間延長	2012年4月1日開始 事業年度以後		
	租税特別措置等	事業用資産買換の税優遇を3年間延長			
	中小企業向けの投資促進税制	2年延長し対象も拡大			

## 2) 復興増税

家計暮らし	復興特例 所得税・住民税	所得税額の2.1%分を上乗せ(25年間)	2013年1月1日以後
		個人住民税、退職所得控除を廃止	
		個人住民税の均等割分を年1,000円上げ(10年間)	
企業	復興特別法人税	各課税事業年度の基準法人税額に10%課税(3年間)	2012年4月1日開始 事業年度以後

(次ページへ続く)



### 3) 事業用買換は廃止同様

事業用資産買換特例は2012年1月から3年延長となりましたが、地主さんには廃止同様です。不動産需要拡大目的税制でもありましたがその目的は消えました。

従来は10年超所有資産譲渡ならどの土地も買換対象でしたが、買換土地を「事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300㎡以上のものに限定」します。

既存の買換特例に「事務所もしくは事業所で政令に定めるものとして使用されている建物」との規定があり、具体的には「事務所・工場・作業所・研究所・営業所・倉庫等」で、住宅・店舗は対象外となっています。

今改正の「事務所等」の詳細は不明ですが同じではないかと思えます。賃貸マンション敷地は対象外です。対象となる「事務所等」の敷地でも300㎡未満なら対象外です。

旧工場店舗・駐車場・貸宅地・農地等を売却し一棟賃貸マンションを購入する事例が多いのですが土地は対象外。相続税対策を意識し都市部で小規模賃貸事務所ビル購入の事例も目立ちますが300㎡未満なら対象外です。建物は従来通り買換対象です。

しかし買換だと償却費が激減で長期的に税務メリットはありません。事業会社の事業所移転等には使えても、地主さんによる不動産賃貸目的での賃貸物件取得では廃止とほぼ同様と言えます。

お客様各位

## 確定申告にあたり

本年もまた確定申告の時期がやって参ります。

申告に早めに取りかかれるよう、以下の書類等を準備してください。

尚、詳細については、改めて通知致しますので、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収簿（原本）
- 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡下さい。

※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。



## あしがき

謹迎新年。本年も宜しくお願い申し上げます。

弊社スタッフを代表して、総合企画部一同よりご挨拶申し上げます。

新年を迎えるにあたり、旧年中のご愛顧に深く感謝申し上げます。本年も何卒、弊社並びにスタッフ一同をご愛顧頂きますようお願い申し上げます。東日本大震災以降、人の絆、人としての誇りを考えさせられる1年でした。テレビ等で見聞きする光景、被災者の方々のお話どれも今までの常識を覆すものでした。生かされていることを意識し、感謝する日々を送れるよう1日を大事に過ごして行きたいと思えます。（部長 中野 一弘）

昨年中は、お世話になり誠に有り難うございました。新春を迎え、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。これまでに頂いたご縁、そして新たな出会いに感謝して、日々の積み重ねを大切に明日へ向かって進みたいと思えます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。（下田 みき）

謹んで新年のご挨拶申し上げます。旧年中は、ひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年も、よろしくお願い致します。昨年に引き続き、今年も大変な年になりそうではありますが、気持ちを明るく持ち、前向きに仕事に、プライベートに取り組んでいきたいと思えます。（和田 純一）

参考文献

・株式会社バード財産コンサルタント、バードレポート第860号

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp>

